資料６

H30.8.6　人事課

地方公務員における「社会貢献型副業」について

１　運用の現状

○　人事委員会規則における，営利企業等の従事についての許可基準は次のとおり。

・職務の遂行に支障がないこと
・その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
・法の精神に反しないこと

○　この基準に照らした上で，任命権者の許可を得て営利企業の従事（いわゆる「副業」）を行うことは現行の制度においても可能。

○　過去3年間の許可の実績は，年間3名程度。

２　他団体の事例

○　神戸市：平成29年４月～
「地域貢献応援制度」
職務以外においてＮＰＯ法人等の活動に参加し，職務を通じて得た知識・経験等を活かして地域の課題解決に向け積極的に取り組んでいけるよう，報酬を得て地域活動に従事することに関して，許可要件等を明確化

○　奈良県生駒市：平成29年7月～
公共性のある組織での副業を推進するため，報酬を得て地域活動に従事する際の基準を明確化

○　制度開始後の実績（平成30年3月現在）
神戸市：2名，生駒市：5名

３　国の動き

○　「未来投資戦略２０１８」（平成30年6月15日閣議決定）

・「生産性を最大限に発揮できる働き方の実現」に向け，「多様で柔軟なワークスタイルの促進」を図る。
・国家公務員の副業についても，その範囲を「公益的活動など」としたうえで，「円滑な制度運用を図るための環境整備を進める」と明記。

４　今後の対応方針

○　職員が報酬を得て地域の活性化の資する活動を行うことについて，モデルケース等の周知を行うことにより，職員の「報酬を得ることへの抵抗感」や「許可申請に対する不安感」を軽減し，活動への参加を促進することができるよう検討。